

那賀町特産物展示即売所
(山の家「奥槍戸」)
指定管理者募集要項



令和8年9月

那 賀 町

那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）指定管理者募集要項

那賀町公の施設である那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）の管理運営を行う指定管理者を、下記のとおり募集します。

1. 施設の概要

（1）施設の設置目的

本施設は、剣山系の山岳観光及び剣山スーパー林道周辺観光の拠点として、登山者、旅行者の安全確保に努めるとともに、飲食物、土産品等の販売、来訪者への接遇を通じて、地域の魅力を発信することを目的として設置されました。

（2）施設の名称及び所在地

名称 那賀町特産物展示即売所（山の家「奥槍戸」）

所在地 那賀郡那賀町岩倉字槍戸1番地3

（3）施設等の内容

休憩施設 木造平屋建 113.12㎡ 1棟

付帯施設 便所1棟・電気室及び避難室・駐車場2面

2. 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

- ①施設、付属設備及び備品の維持管理に関すること
- ②飲食営業に関すること
- ③利用者の安全確保に関すること
- ④個人情報の保護に関すること
- ⑤事業報告書に関すること
- ⑥その他管理運営に関すること

3. 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

※指定期間は、議会での議決後、正式に決定します。

※ただし、管理の継続が適当でないと認められるときは、指定を取り消し、もしくは期間を定めて、管理業務の全部または一部の停止を命じる場合があります。

4. 指定管理者が行う管理の基準（管理条件）

①利用期間及び時間について

那賀町特産物展示即売所“山の家「奥槍戸」”条例の規定によって管理してください。ただし、那賀町に利用期間及び利用時間の変更を提案し、那賀町長に承認されれば、変更することができるものとします。また、アクセス道となる剣山スーパー林道が閉鎖する冬期（毎年12月1日～3月31日）は、開所できません。

②関係法令の遵守について

管理運営にあたっては次の各号に掲げる法令等を遵守してください。

○地方自治法

○那賀町公の施設における指定管理者の手續等に関する条例及び同施行規則

○那賀町特産物展示即売所“山の家「奥槍戸」”条例

○個人情報保護条例及び同施行規則

○その他関係法令

③町施設貸借等について

町施設（土地、建物）については、無償で使用できます。町が借地している国有地等については、町が手続きを行い、使用料を負担するものとします。

④施設の運営費について

○町からの指定管理料及び飲食営業の収益は、指定管理者の収入となり、それが管理費用とします。

⑤費用負担について

管理運営にかかる経費は、指定管理者が負担するものとします。なお、施設及び施設に付随する設備、備品にかかる天災や老朽化等、指定管理者及び施設利用者の責めに追わない修繕の経費は、那賀町が負担するものとします。ただし、修繕額が1件につき200千円に満たない場合は、指定管理者において修繕を行うものとします。町と指定管理者の合議によって行われる施設及び施設に付随する設備、備品にかかる機能向上を伴う改修、買い替えの経費は、町が負担するものとします。

⑥施設の改装、現状変更について

指定管理者の負担により、施設の改装や現状変更を行う場合は、計画書、設計書等文書により、内容を明示した上で、那賀町と指定管理者が協議し、町長の承認を得て実施してください。

⑦事業報告書等について

指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければなりません。

○管理業務の実施及び利用の状況

○飲食営業の収益に係る収入実績

○管理に係る経費の収支状況

○その他管理の実態を把握するために必要なものとして町長等が定める事項

⑧指定管理業務の再委託及び譲渡等の禁止について

指定管理者は、第三者に当業務を再委託し、または請け負わせてはなりません。また、この契約による権利義務を第三者に譲渡してはなりません。

⑨個人情報の取扱いについて

指定管理者が指定管理業務を行うに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるように努めてください。

⑩損害賠償責任について

指定管理者は、故意もしくは過失により施設及び設備を損傷または滅失したときは、生じた損害を町に賠償しなければなりません。ただし、町長が特段の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるものとします。

⑪指定管理料について

本施設の指定管理料は、本公募に係る那賀町指定管理者審査委員会により選定された指定管理候補者と協議の上、決定します。

本公募の応募者は、申請の際、応募者が求める指定管理料額を事業計画書に記載してください。協議の結果、決定した指定管理料は、指定管理の期間中、毎年度、お支払いします。

なお、事業計画書に記載された希望指定管理料額の多寡は、選定審査の評価ポイントとなります。

【参考】

本施設 令和8年度指定管理料 ￥1, 240, 000－

5.応募資格

(1) 応募資格について

①悪天候や道路状況の悪化など、通勤に支障のある場合を除き、利用期間において、安定的に本施設を開所することが可能であること。

②法令等を遵守し、かつ施設の安全管理をすることができる法人、その他の団体。

※ 個人での応募はできません。

(2) 欠格条項について

法人等が次の事項に該当する場合は、応募することはできません。

①地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者

②会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更正又は再生手続をした者

③那賀町が行う公共工事等の請負、物品の購入もしくは製造の請負等の入札において、指名保留または指名停止措置を受けている者

④直近の1年間において、国税及び地方税を滞納している者

⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。

6.申請の手続きについて

(1) 申請期間

令和8年9月25日から令和8年10月19日（午後5時必着）までとします。

(2) 申請場所

下記のいずれかとします。

- ・ 那賀町和食郷字南川 1 0 4 番地 1 那賀町役場本庁舎 にぎわい推進課
- ・ 那賀町木頭字前田 4 3 番地 1 那賀町役場木沢支所 地域振興室

(3) 申請方法

持参又は郵送により申請してください。

(4) 申請書類

- ①指定申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）※希望指定管理料額を記載
- ③収支計画書（様式第 3 号）
- ④指定の申請を行う団体の定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
- ⑤法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、法人以外の団体にあつては、会則等
- ⑥団体の経営状況を説明する書類（前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、法人以外の団体にあつては収支計算書等）
- ⑦その他町長が必要と認める書類

(5) 留意事項

- ①申請書は、1 団体につき 1 件までとします。
- ②提出された書類に虚偽の記載があつたとき、又は提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があつたときは、失格とします。
- ③申請にあたって必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ④指定管理者の指定について、町議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、応募者が準備のため支出した費用については補償されません。
- ⑤必要に応じて、資料の追加を求めることがあります。
- ⑥提出された書類は返却しません。

7. 指定管理者の選定について

指定管理者の選定にあたっては、那賀町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条及び同施行規則第 6 条の規定により設置する那賀町指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の基準に基づき総合的に判断します。

審査委員会で指定管理候補者を選定した後、令和 8 年 1 2 月に開催される那賀町議会の議決を経て、指定管理者が決定します。

(1) 選定基準

- ①利用者の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られていること。
- ②本施設の効用を最大限に発揮できる事業計画となっていること。
- ③本施設の適切な維持及び管理にかかる経費の縮減が図られていること。
- ④指定の期間において、本施設を安定的に管理するための人員・資産その他の経営規模及び能力を有していること。

- ⑤応募団体の適性、特長を活かした経営が図られていること。
- ⑥那賀町内での雇用や地域内消費、地元産品や自然環境の活用に配慮されていること
- ⑦本施設の管理・運営体制を指定期間開始までに整えられること。
- ⑧本施設の現状や応募団体の実績を踏まえ、実現可能な事業計画となっていること。
- ⑨地元企業や地域コミュニティと連携し、地域の発展に寄与できること。
- ⑩緊急時及び災害時の危機管理や苦情処理などのトラブル対応が準備されていること。

(2) 選定の流れ及び結果通知方法

○一次審査（10月下旬予定）

提出された書類を那賀町役場にぎわい推進課で確認。

○二次審査（10月下旬予定）

提出された書類を基に、審査委員会において評価。

○面接審査（10月下旬予定）

審査委員会による面接審査を経て、12月定例会議に提案する指定管理者の候補者を決定します。

8.審査結果

審査委員会の結果は、令和8年11月中に申請団体に通知します。

9.協定に関する事項について

町と指定管理者は、山の家「奥槍戸」の管理に関する協定書を締結するものとします。

10.問い合わせについて

- ・ 那賀町役場本庁舎 にぎわい推進課 観光担当
〒771-5295 那賀町和食郷字南川 104 番地 1 TEL : 0884-62-1198
- ・ 那賀町役場木沢支所 地域振興室 観光担当
〒771-6192 那賀町木頭字前田 43 番地 1 TEL : 0884-65-2111